

令和7年度第5回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和8年1月22日(木)午後2時～

場 所 中央市民会館3階 越ヶ谷地区センター大会議室

次 第

1.開 会

2.あいさつ

3.議 事

(1)国民健康保険税の見直しについて V資料1・2

4.そ の 他

5.閉 会

国民健康保険税の見直しについて V

～答申(案)の検討～

令和 8 年 1 月 2 2 日

(令和 7 年度第 5 回越谷市国民健康保険運営協議会)

1 前回会議の振り返り

(1) 保険税率の見直し(案)について

- ・令和8年度の標準保険税率（秋の試算）によるシミュレーションでは、「子ども・子育て支援金分」が加わることもあり、1人当たり約25,700円の引上げとなる見込みである。
- ・今回は、1月中旬に埼玉県から示される令和8年度の標準保険税率（本算定）によるシミュレーションを踏まえた答申（案）について協議いただく予定である。

●仮算定（秋の試算）と本算定（暫定）との比較

	仮算定(秋の試算)		本算定(暫定)※		増減	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療分	8.11%	49,311円	8.11%	49,315円	0%	+4円
後期高齢者支援金分	2.84%	17,117円	2.83%	17,086円	▲0.01%	▲31円
介護納付金分	2.44%	17,274円	2.44%	17,325円	0%	+51円
子ども・子育て分	0.27%	1,737円	0.30%	1,978円	+0.03%	+241円
合計	13.66%	85,439円	13.68%	85,704円	+0.02%	+265円

(表1)

※本算定（暫定）結果が1月中旬に埼玉県から示されたが、仮算定時より国保事業費納付金が増加している市町村があることから、県基金の取り崩しについて市町村の意見を踏まえ、現在県で方針を検討中。それにより本算定（暫定）は変更となる可能性あり（市町村の負担が増加しない形での調整となる見込み）。

2 保険税率の見直し（案）について

(1) 令和8年度市町村標準保険税率（本算定）結果について

この度、埼玉県から令和8年度国保事業費納付金及び標準保険税率についての「本算定結果（暫定）」が示されました。それに基づく、本市の令和8年度市町村標準保険税率は下表のとおりであり、所得割率、均等割額ともに大幅に増加しているほか、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されています。

	所得割率			均等割額		
	現行	R8標準	増加率	現行	R8標準	増加額
医療分	7.50%	8.11%	+0.61%	31,900円	49,315円	+17,415円
後期高齢者支援金分	2.50%	2.83%	+0.33%	11,500円	17,086円	+5,586円
介護納付金分	2.20%	2.44%	+0.24%	12,000円	17,325円	+5,325円
子ども・子育て分	—	0.30%	皆増	—	1,978円	皆増
合計	12.20%	13.68%	+1.48%	55,400円	85,704円	+30,304円

(表2)

	軽減後の均等割額	
	R8標準	増加額
7割軽減	25,400円	+8,900円
5割軽減	42,600円	+15,000円
2割軽減	68,300円	+24,000円
軽減なし	85,704円	

(表3)

【令和8年度市町村標準保険税率算定に係る主な増減要因】

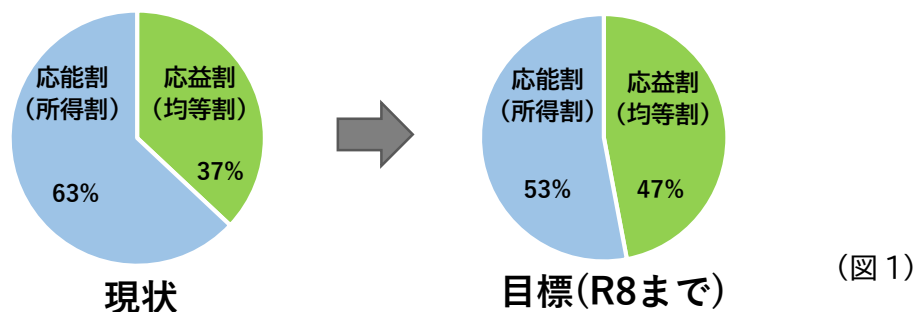
増加要因	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援納付金の創設に伴う増。 ●一人当たり保険給付費額、後期高齢者支援金等及び介護納付金の増。 ●令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられることに伴う増。 →所得割保険税の算定に係る旧ただし書き所得が減少することにより、保険税収入が減少。 →自己負担割合（70歳以上）及び高額療養費自己負担限度額の判定に用いる課税所得や旧ただし書き所得が減少する等により、下の区分に移行する者が生じ、給付額が増加。
減少要因	○一人当たり前期高齢者交付金の増。

(表4)

(2) 保険税率の見直しのシミュレーション

▼令和8年度の試算条件

- ① 令和8年度に赤字を解消するため、県が示す本市の令和8年度市町村標準保険税率をもとに試算する。なお今回は、1月中旬に「本算定（暫定）」として示された令和8年度市町村標準保険税率（表1）をもとに試算する。
- ② 応能応益割合を応能割53%、応益割47%に変更する。



- ③ 今回国から示された子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額3万円を加え、賦課限度額を106万円から112万円とする。

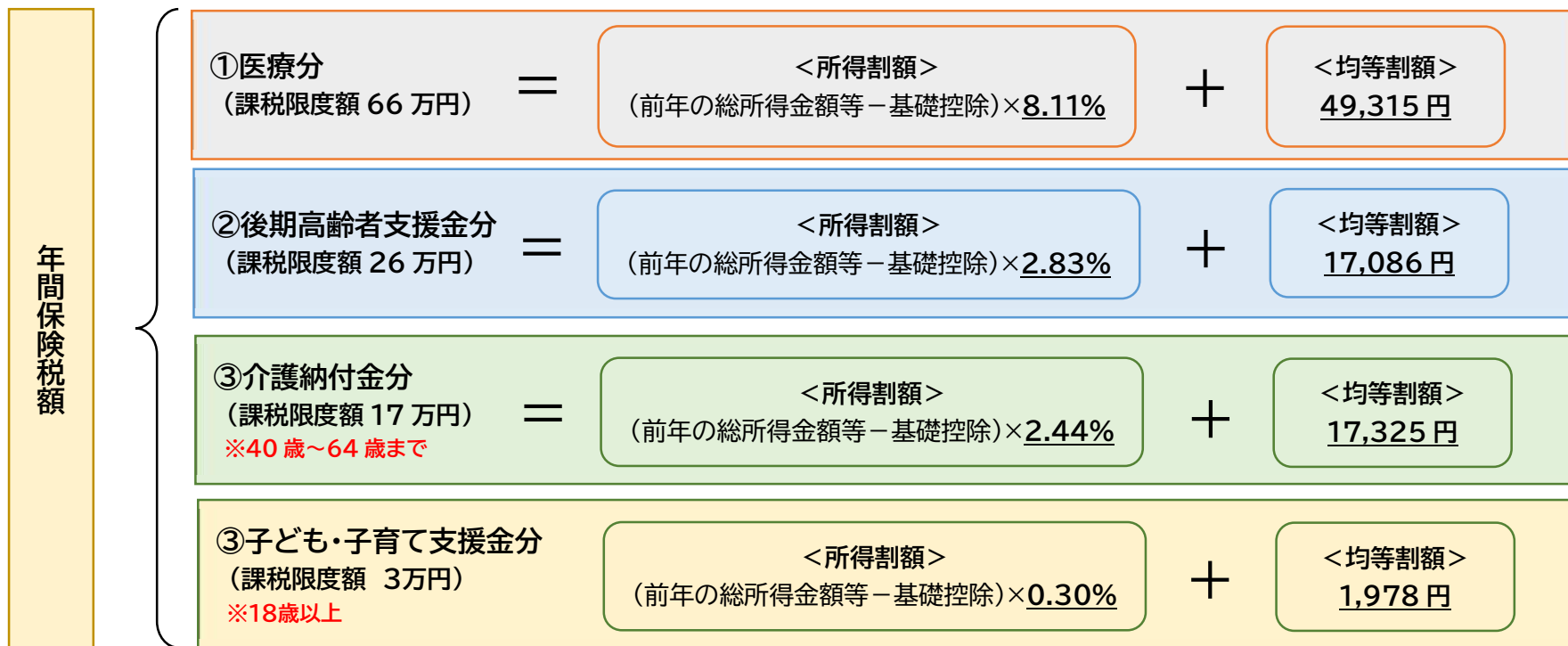
	課税限度額(R7)	課税限度額(R8)	増加額
医療分	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援分	—	3万円	皆増
合計	106万円	112万円	+6万円

(表5)



◎上記の前提条件をもとに、保険税率の見直しについてシミュレーションを行った（次ページ以降）。

【国民健康保険税の算定方法(令和8年度)】



(図 2)

▼計算例 40 代、単身、年間給与収入 300 万円(給与所得 202 万円)の場合

→所得割額の基準所得金額 = 202 万円 - 43 万円(基礎控除) = **159 万円**

	所得割額	均等割額	合計(100 円未満切捨て)
①医療分	159 万円 × 8.11% = 128,949 円	49,315 円	178,200 円
②後期高齢者支援金分	159 万円 × 2.83% = 44,997 円	17,086 円	62,000 円
③介護納付金分	159 万円 × 2.44% = 38,796 円	17,325 円	56,100 円
④子ども・子育て支援分	159 万円 × 0.30% = 4,770 円	1,978 円	6,700 円
			(年間保険税額)303,000 円

(表 6)

《シミュレーション：県が示した本市の令和8年度市町村標準保険税率とした場合》

▼条件1

50代、単身

▼条件2

65歳以上夫婦(所得:夫のみ)
(介護納付金分なし)

▼条件3

3人世帯 [40代夫婦+未就学児1人]
(所得:夫のみ)
(18歳未満は子ども・子育て支援納付金分なし)

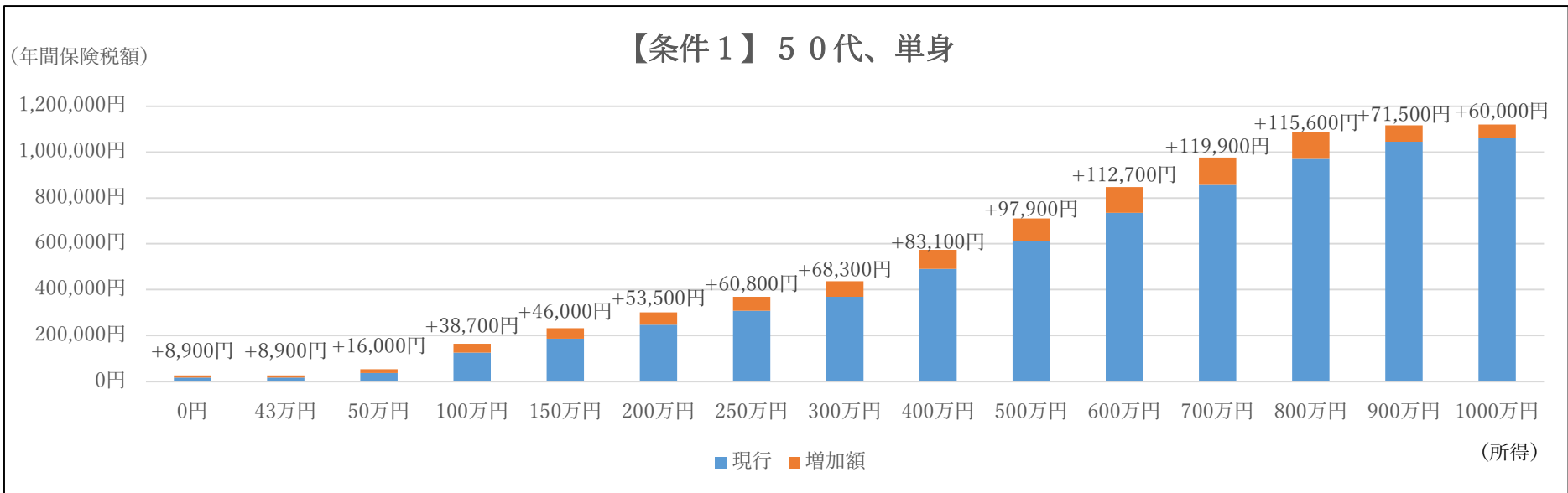
所得	【条件1】年間保険税額			【条件2】年間保険税額			【条件3】年間保険税額			《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後	増加額	現行	見直し後	増加額	現行	見直し後	増加額		
0~43万円	16,500円	25,400円	+8,900円	26,000円	40,800円	+14,800円	39,700円	61,100円	+21,400円	0~43万円	28.84%
50万円	36,200円	52,200円	+16,000円	50,300円	76,000円	+25,700円	74,700円	111,700円	+37,000円	43~50万円	1.67%
100万円	124,800円	163,500円	+38,700円	100,300円	132,300円	+32,000円	135,700円	180,000円	+44,300円	50~100万円	9.71%
150万円	185,800円	231,800円	+46,000円	176,300円	229,500円	+53,200円	236,400円	309,900円	+73,500円	100~150万円	10.73%
200万円	246,800円	300,300円	+53,500円	243,700円	313,100円	+69,400円	297,400円	378,300円	+80,900円	150~200万円	9.26%
250万円	307,800円	368,600円	+60,800円	293,700円	369,300円	+75,600円	385,000円	487,500円	+102,500円	200~250万円	7.06%
300万円	368,800円	437,100円	+68,300円	343,700円	425,500円	+81,800円	446,000円	556,000円	+110,000円	250~300万円	4.97%
400万円	490,800円	573,900円	+83,100円	443,700円	537,900円	+94,200円	568,000円	692,800円	+124,800円	300~400万円	6.39%
500万円	612,800円	710,700円	+97,900円	543,700円	650,300円	+106,600円	690,000円	829,600円	+139,600円	400~500万円	3.44%
600万円	734,800円	847,500円	+112,700円	643,700円	762,700円	+119,000円	812,000円	965,900円	+153,900円	500~600万円	1.98%
700万円	856,800円	976,700円	+119,900円	743,700円	875,100円	+131,400円	934,000円	1,078,300円	+144,300円	600~700万円	1.38%
800万円	970,300円	1,085,900円	+115,600円	843,700円	935,000円	+91,300円	1,035,500円	1,113,500円	+78,000円	700~800万円	0.90%
900万円	1,045,700円	1,117,200円	+71,500円	887,200円	949,600円	+62,400円	1,060,000円	1,119,600円	+59,600円	800~900万円	0.54%
1000万円	1,060,000円	1,120,000円	+60,000円	890,000円	950,000円	+60,000円	1,060,000円	1,120,000円	+60,000円	900~1000万円	0.37%
1000万円超	1,060,000円	1,120,000円	+60,000円	890,000円	950,000円	+60,000円	1,060,000円	1,120,000円	+60,000円	1000万円超	2.03%

※低所得者に係る均等割保険税の軽減判定が見直される見込みだが、国から示されていないため現行どおり。

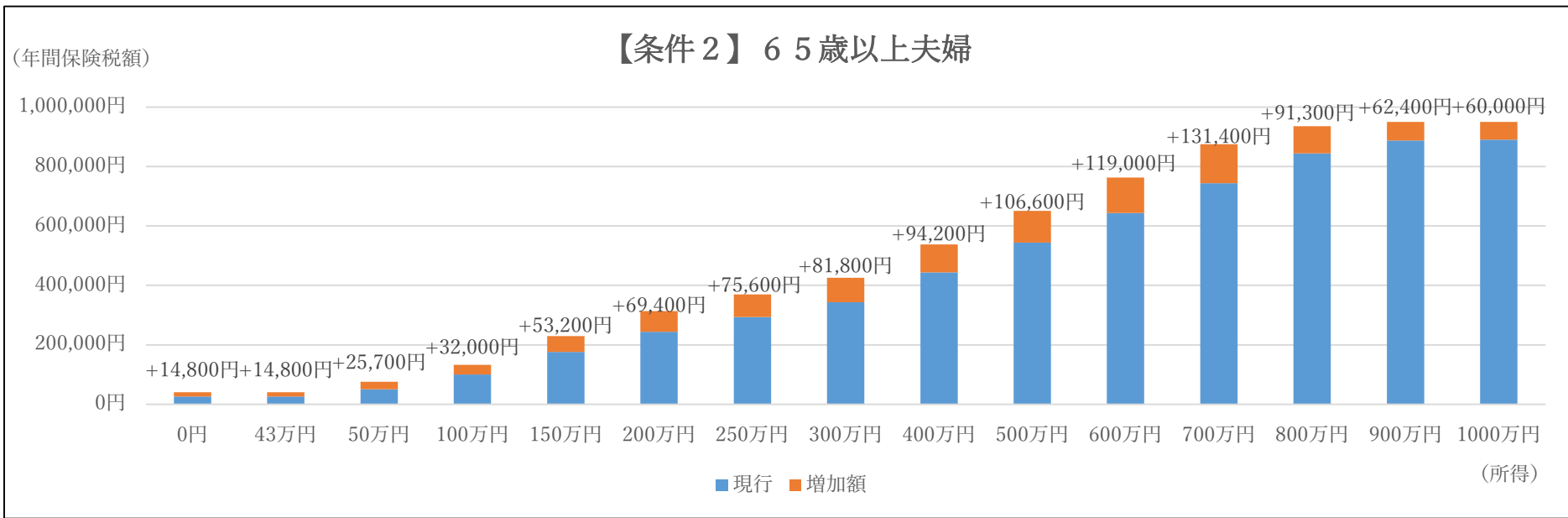
(表7)

※子ども・子育て支援納付金分の均等割額は18歳未満の被保険者は課税なし。

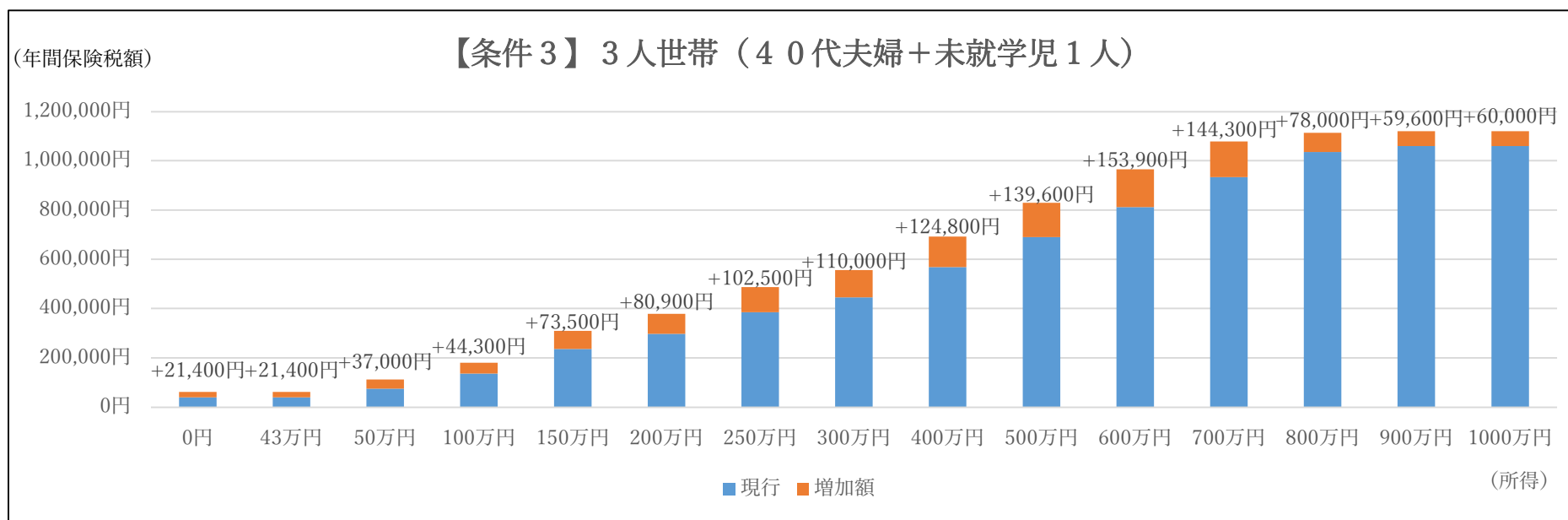
※所得階層割合は、全被保険者の割合となる。



(図3)



(図4)



(図5)

(3) シミュレーション結果

- ・医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全ての区分で、所得割率、均等割額ともに引き上がるため、所得が高くなるにつれ、現行と比べた見直し後の増加額が大きくなる。
- ・所得約100万円未満の世帯については均等割額の軽減対象となるが、均等割額そのものの増加額が大きいため、軽減対象世帯の影響も大きい。
- ・課税限度額の制度があるため、一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられている。
- ・上記の結果、特に中間所得層の増加額が大きくなる。

(4) 税率改定による影響 (参考)

年度		所得割率		均等割額		1人当たりの影響(見込)
			増減率		増減額	
令和7年度	現行	12.20%		55,400円		
令和8年度(本算定)※	見直し後	13.68%	+1.48%	85,704円	+30,304円	+25,700円、+24.4%

※埼玉県から示された本市の令和8年度市町村標準保険税率(本算定(暫定))。

(表8)

ポイント!

- ・令和8年度の標準保険税率(本算定)によるシミュレーションでは、1人当たり約25,700円の引上げとなる見込みである。

【参考】 医療費（10割分）が30万円以上の件数及び金額について

①金額別

診療年月 医療費(10割分)	令和7年8月		令和7年9月		令和7年10月		令和7年11月		令和7年12月	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
300,000円以上	915	472,292,020	929	483,058,960	885	457,944,660	924	479,944,330	916	476,870,030
1,000,000万円以上	216	338,064,960	220	346,190,540	239	385,562,380	215	349,033,730	255	415,693,540
5,000,000円以上	7	51,693,690	4	26,845,060	6	39,296,720	6	35,574,680	13	84,895,720
10,000,000円以上	1	11,797,530	0	0	1	20,980,410	3	81,904,030	1	11,546,150
合計	1,139	873,848,200	1,153	856,094,560	1,131	903,784,170	1,148	946,456,770	1,185	989,005,440

②年齢階層別

診療年月 年齢	令和7年8月		令和7年9月		令和7年10月		令和7年11月		令和7年12月	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
0～20歳	21	25,841,250	19	15,354,390	25	21,693,020	17	13,750,470	22	19,513,020
21～39歳	58	36,947,830	78	59,028,290	63	42,774,490	74	50,374,040	70	51,396,100
40～64歳	429	305,033,330	441	318,703,500	424	304,132,320	444	309,012,840	442	342,119,250
65～74歳	631	506,025,790	615	463,008,380	619	535,184,340	613	573,319,420	651	575,977,070
合計	1,139	873,848,200	1,153	856,094,560	1,131	903,784,170	1,148	946,456,770	1,185	989,005,440

③疾病別

令和7年8月の疾病別分類(KDBで抽出できる上記データの主病名)で金額等が大きいものは以下のとおり。

主病名	件数(件)	金額(円)	1件当たり金額(円)
悪性新生物	196	157,405,930	803,091
腎不全	200	85,305,980	426,530
心疾患	58	73,849,060	1,273,260

データは国保データベース(KDB)システムから抽出

(案)

令和 8 年 (2026 年) 月 日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会 長 森 田 敏 恵

国民健康保険税の見直しについて (答申)

令和 7 年 (2025 年) 6 月 2 6 日付け越国年第 4 2 1 号で市長から諮問のあった「国民健康保険税の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

国民健康保険制度は、疾病や負傷の際に安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度を支える最後の砦として、地域医療の確保や被保険者の健康の保持増進に大きく貢献しています。しかしながら、医療技術の高度化や被保険者の高齢化の進展などによって一人当たりの医療費が年々増加する一方で、高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な問題を抱えています。

平成30年度からは都道府県が保険者に加わり、財政運営の主体として中心的な役割を担う広域化が始まるとともに、国は国民健康保険財政の基盤強化のため毎年度3,400億円の公費を投入しているものの、本市の国民健康保険は依然として赤字が続いており、その補填のために一般会計から法定外繰入を行うことで収支の均衡を維持している状況にあります。

広域化と同時に都道府県は運営方針を定め、市町村はその方針に基づいて国民健康保険を運営することとなりましたが、令和5年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」（以下「埼玉県運営方針」という。）において、国民健康保険の安定した運営のため、令和9年度に県内の保険税水準の準統一を目指し、その前年度の令和8年度までに市町村は赤字を解消することが目標とされました。

本市では、埼玉県運営方針に示された令和8年度までの赤字解消と保険税率の引上げによる被保険者の急激な負担増加を緩和するため、令和元年度、令和4年度、令和6年度に税率改定を行い段階的な赤字削減を進めてきましたが、一人当たり医療費の増大や被用者保険の適用拡大などの影響を受け、赤字が増えてしまうという事態に陥っています。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「国民健康保険税の見直しについて」の諮問に対し、本市の国民健康保険の財政状況や埼玉県運営方針に基づく赤字解消の実現、被保険者の保険税負担等を勘案のうえ、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字解消に向けた継続的な取組について

埼玉県運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された基本方針であり、その方針において令和8年度までの赤字解消が目標とされています。また、今後は高齢化の更なる進展や被用者保険の適用拡大などにより、主に負担を担ってきた現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくことが見込まれるため、国保財政の持続可能で安定的な運営のためには、埼玉県運営方針に則り令和9年度の保険税水準の準統一を目指すべきであり、その前提として令和8年度において本市が抱える赤字を解消する必要があるものと考えます。

しかし、赤字解消に向けては、保険税の見直し以外の次の歳出削減及び歳入確保策に積極的かつ効果的に取組むよう提言します。また、本市の取組について、広く発信し、被保険者の理解が得られるよう努めてください。

(1) 保健事業の推進

特定健康診査や診療報酬明細書等の情報を活用し、被保険者の生活習慣、健康状態、医療機関への受診状況等を分析し、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図ること。

(2) 医療費縮減対策の推進

レセプト点検や不当利得返還請求事務等の充実強化により、医療費の適正化を図ること。

(3) 収納率向上対策の推進

口座振替の原則化の取組を強化し、口座振替率の向上を図り、期限内納付と滞納発生の抑制に努めること。滞納事案については現年度課税分の徴収対策を重点的に行うことにより長期滞納を防止するとともに、滞納額及び納付資力に応じた適切な納付計画の実施により自主納付の促進を図ること。

2. 令和8年度の保険税の見直しについて

国民健康保険は、市の一般会計から独立した特別会計で運営しており、医療に係る費用は「保険税」や「国・県からの交付金等」（以下「公費」という。）

で賄うのが原則です。しかし、本市において、医療に係る費用をこうした財源で賄っていないことが、赤字が発生している要因であります。

保険者として、1に掲げる取組を進めていくことはもちろんのことではありますが、現状では赤字解消にまで至ることは非常に困難です。

公費が限られている中において、赤字を解消するためには、本市の保険税率と埼玉県が示す本市の市町村標準保険税率（以下「市町村標準保険税率」という。）との大きな乖離をなくし、税収を確保することにより収支均衡を図ることが必要です。

したがって、苦渋の措置ではありますが、令和8年度の保険税については、市町村標準保険税率どおりに見直すことはやむを得ないと考えます。

しかしながら、令和8年度の市町村標準保険税率への見直しは、令和7年度と比較し大幅な上昇となり、被保険者の負担増加が大変懸念されているところでありますので、以下の項目について留意することを提言いたします。

- (1) 改定の背景や必要性、それによる影響等について、被保険者から理解が得られるよう、事前に丁寧な周知を行うとともに、賦課決定後の問い合わせに対しても丁寧な説明に努めること。
- (2) 被保険者に対して、自身の健康の保持増進が大切であり、健康維持に努めることで医療費の負担軽減に繋がり、ひいては保険税引上げの抑制効果が見込めることを積極的かつ継続的に周知啓発していくこと。
- (3) 本市の収納率は県内下位にあり、県内の同級規模以上の団体と比較しても低いこと、また、埼玉県運営方針において本市の規模に求められる収納率93.72%に届いていないこと、そして何より公平性の観点からも高い収納率を確保する必要があることから、担税力の低い世帯に十分に配慮した上で、収納率向上に努めること。
- (4) 脆弱な国民健康保険の財政基盤の強化と被保険者の保険税負担の軽減を図り、国民皆保険の最後の砦たる国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとするため、国庫負担割合の引上げのほか、低所得者に対する負担軽減策の強化など、引き続き国に対して公費拡充の要望を実施していくこと。